

三郷市告示第**384**号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三郷市の区域内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画する旨、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区についてするものであるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、当該施行地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成**25**年**12**月**19**日

三郷市長 木 津 雅 晨



別 紙

変 更 調 書

インター南一丁目を画する区域

番匠免二丁目69の1、69の2、69の5から69の10まで、70の1、70の3、71の1、71の3、71の4、72の1から72の3まで、73の1、73の2、74から79まで、80の1、80の2、81の1、81の2、208、209の1から209の4まで、210から212まで、213の1、213の2、214の1、214の2、215、216の1、216の3、217の1、217の3、238の1、242の1、243、244、245の1、246の1、247、248の1、249の1、287の1、288の1、289の1、290の1、彦沢二丁目8の1の一部、8の3の一部、9の1の一部、9の3、10の一部、11の一部、45の一部、46の一部、47の1の一部、47の2の一部、47の3、48の1、48の2、49の1から49の3まで、50の1、51から54まで、55の1、55の2、56から58まで、59の一部、60の1の一部、60の2の一部、62の一部、63から66まで、67の1、67の2、68、69、70の1、70の2、71から75まで、76の1、76の2、77の1、77の2、78から81まで、82の1、82の2、83の1、83の3、84、85の1、85の2、86の1から86の4まで、87、88、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の2、92から94まで、95の1から95の8まで、96の1から96の4まで、97、98、99の1、99の2、100から103まで、104の1、104の2、115の一部、116、117から121までの各一部、122から131まで、132の1、133の1、彦沢三丁目1の1、22の1、24の1、24の3、25の1、25の3、26、27、28の1、29の1、29の4、152の1、153、154の1、155の1、156の1、157の1、158の1、159の1、彦江二丁目65の一部、66の一部、82の一部、83の1の一部、83の2の一部、84の一部、85の1、85の2、86、87の1、87の2、88の1、88の2、89から94まで、95の1、95の2、96の1、96の2、97の1、97の2、98の1、

98の2、99から104まで、105の一部、106の一部、108の一部、109の1の一部、110の一部、111の1の一部、111の2の一部、112から114まで、115の1、115の2、116、117、118の1の一部、118の2、119の一部、120の一部、121の1の一部、121の2の一部、135の2の一部、136の一部、175から179までの各一部、180から182まで、183から186までの各一部、187から189まで、190の一部、191、192から195までの各一部、彦江三丁目1の1、1の2、2、3の1、3の2、4の1から4の3まで、5の1、5の3から5の5まで、6の1から6の3まで、6の7、6の8、17の1、17の3、18の1、19から22まで、23の1から23の3まで、24の1、24の2、25、26の1から26の3まで、27、28の1から28の4まで、29の1から29の4まで、30、31、32の1、32の3、33の1、33の3、36の1、37の1、37の3、38の1、39から41まで、42の1から42の4まで、43、44、45の1、45の2、46、47の1から47の3まで、48、49、50の1、50の2、51、52の1、52の2、53から56まで、57の1、57の2、58の1、58の2、59の1、59の2、60から64まで、65の1、65の2、66の1、66の2、67の1、67の2、68の1、68の2、69から72まで、73の一部、74、75の1、76の1、97の2、98の1、98の3、304、305、306の1、307の1、308の1、309の1、310の1、311の1、312の1、316の1、317の1、318、319、320の一部、321から324まで、325の1の一部、325の2の一部、326の1、326の2、327の1、花和田字助野443の一部、444の一部、447の一部、448の一部、450の一部、451の1、451の2、452の1、452の2、453の一部、454の1の一部、454の2の一部、457の2の一部、457の3の一部、458の1、458の2、459の1から459の3まで、460の一部、461の一部、462の1、462の2、463の1から463の4まで、464の一部、465の一部、466の1、466の2、467の1、467の2、468の1の一部、468の2、469の1、469

の2、470、474、475、477の1、477の2の一部、479の1、479の2の一部、479の3、481の1、481の2、482、483、484の1、484の2、485の3、486の1、486の2、487、488、489の2、490から492まで、493の1、493の2、494、495の1、495の2、496の1、496の2、497、498、499の1、499の2、500の1、500の2、501から504まで、505の1から505の3まで、505の5、506の1、506の2、507の1、507の2、508、509の1、509の2、509の5、510の1から510の4まで、511、512、513の1、513の2、514、515、516の1、516の2、517の1、517の2、518から520まで、521の1、521の2、522の1、522の2、523の1、523の2、524の1、524の2、525の1、525の4、526の1、526の2、527の1、527の2、528、529、530の1、530の2、531の1、531の2、532の1の一部、532の2、533から536までの各一部、557の2、字木之下558の2、583の1、584、585の1、585の3、586の1、586の2、588の1及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

インター南二丁目を画する区域

彦沢一丁目282の1、283の1、284の1、彦沢二丁目6の1、6の3、7の1、7の3、8の1の一部、8の3の一部、9の1の一部、10の一部、11の一部、12の1、12の2、13の1、13の2、14から19まで、20の1から20の4まで、21の1、21の3から21の9まで、22の2、22の4、22の5、23の3から23の6まで、28の2、28の3、29の1、29の3から29の5まで、29の7から29の9まで、30、31の1、31の3から31の5まで、32の1、32の3、32の4、33の1、33の2、34、35の1から35の4まで、36から39まで、40の1、40の2、41の1、41の2、42の1、42の2、43、44の1、44の2、45の一部、46の一部、47の1の一部、4

7の2の一部、59の一部、60の1の一部、60の2の一部、61、62の一部、106の1、107の1、108の1、109の1、110の1、111の1、112から114まで、115の一部、117から121までの各一部、彦江一丁目405から407まで、429から431まで、彦江二丁目1の1、1の2、2から6まで、7の1、7の2、8の1、8の2、9から14まで、15の1、15の2、16から21まで、22の1、22の2、23、24、25の1、25の2、26の1、26の2、27から29まで、30の1、30の2、31の1、31の2、32から39まで、40の1、40の2、41から46まで、47の1、47の2、48から50まで、51の1、51の2、52、53の1、53の2、54、55の1から55の4まで、56から63まで、64の1、64の2、65の一部、66の一部、67の1、67の2、68の1、68の2、69から74まで、75の1、75の2、76の1、76の2、77から79まで、80の1、80の2、81、82の一部、83の1の一部、83の2の一部、84の一部、105の一部、106の一部、107、108の一部、109の1の一部、109の2、110の一部、111の1の一部、111の2の一部、118の1の一部、119の一部、120の一部、121の1の一部、121の2の一部、122の1、122の2、123、124の1、124の2、125、126、127の1、127の2、128の1、128の2、129の1、129の2、130の1、130の2、131の1、131の2、132の1、132の2、133、134、135の1、135の2の一部、136の一部、137、138の1、138の2、139の1、139の2、140の1、140の2、141の1、141の2、142、143、144の1、144の2、145の1、145の2、146の1から146の3まで、147から161まで、162の1、162の2、163から174まで、175から179までの各一部、183から186までの各一部、190の一部、192から195までの各一部、196、197の1、197の2、彦江三丁目73の一部、320の一部、325の1の一部、325の2の一部、花和田字助野436の1、436の2、437、438、439の1、439の2、440の1、440の2、441、442、443の一

部、4 4 4の一部、4 4 5、4 4 6、4 4 7の一部、4 4 8の一部、4 4 9、
4 5 0の一部、4 5 3の一部、4 5 4の1の一部、4 5 4の2の一部、4 5
7の2の一部、4 5 7の3の一部、4 6 0の一部、4 6 1の一部、4 6 4の
一部、4 6 5の一部、4 6 8の1の一部、4 7 7の2の一部、4 7 9の2の
一部、5 3 2の1の一部、5 3 3から5 3 6までの各一部、5 3 7の2、字
上井堀外5 2 5の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全
部並びに花和田字関内3 0 4の3、3 3 9の2、3 5 7の2、4 3 5の1の
地先の道路である公有地の全部

(平成25年8月8日調査)